

奈良県高齢者が社会参加し、いきいきと活動することを促進して 活力ある長寿社会の実現を図る条例（令和5年4月1日施行）の概要

1. 前文（条例制定の背景・理由）

- 人生百年時代を目の前に迎え、高齢者一人一人が健康長寿を享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができる社会の実現を図ることは、重要な行政課題である。
- この課題を見据えたとき、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、いきいきと活動することができる環境を整備するとともに、高齢者の主体的かつ自発的な参加及び活動を促進することは、①一人一人の加齢に伴う心身の活力低下の予防及び介護予防に資することはもとより、②生きがいと充実感をもち、生活と人生を豊かにし、さらに、③高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要である。
- 高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、いきいきと活動することを促進するためには、就労しやすい環境づくり、ボランティアや非営利活動など地域活動に参加することができる環境づくり、生涯学習や社会教育など高齢者が学びやすい環境づくり、高齢者が文化活動やスポーツ活動に親しむことができる環境づくり、その他高齢者の社会参加やいきいきと活動することにつながる対策等を、国、市町村、事業者、県民、関係団体等と連携、協力し、総合的かつ計画的に推進していかなくてはならない。
- ここに、県民が健康長寿を享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができる社会の実現を図り、もって地域社会の活力の維持及び向上、ひいては活力ある長寿社会の実現を目指し、高齢者が、地域社会で、孤立することなく人とつながり、社会参加し、いきいきと活動することができる環境の整備とともに、主体的かつ自発的な参加及び活動の促進等に関し、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

2. 基本理念・県の責務

- 高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを促進する施策は、①高齢者の社会参加等の環境づくり等は、一人一人の加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防に資することはもとより、生きがいと充実感をもち、生活と人生を豊かにし、さらに、高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要であるとの認識のもと、推進すること、②高齢者の社会参加等の環境づくり等に関しては、市町村、事業者、関係団体等と連携及び協力して推進することが重要であること、③高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に当たっては、個人の心身等の状況や自主性が十分に尊重されることを基本理念として行わなければならない。
- 基本理念にのっとり、高齢者が、地域社会において孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することができる環境の整備並びに高齢者の主体的かつ自発的な社会参加及び活動の促進その他必要な施策を総合的かつ計画的に実施する。

3. 施策展開の柱

1 活動できる環境づくり（場・機会の創造・提供、マッチング）

- 就労の継続、再就職又は起業等
- ボランティア活動、自治会に係る活動その他の地域において行う活動
- 生涯学習、社会教育その他の学習に係る活動
- 文化活動、スポーツ活動その他の高齢者が親しむことのできる活動
- その他、高齢者の社会参加等を促す活動

2 県民、事業者及び関係団体への啓発

- 県民に対し、生涯にわたり社会参加し活発に活動することの重要性を理解し自ら取り組み、環境づくりに協力するよう啓発
- 事業者に対し、高齢者一人一人の適性や生活様式等に応じた働き方ができるよう職場環境の整備等に努めるよう啓発
- 関係団体に対し、県及び市町村と連携して高齢者の社会参加等の環境づくり等に努めるよう啓発

3 人材育成

- 高齢者の社会参加等の環境整備を促進する人材及び関係団体等の育成・支援
- 高齢者の主体的かつ自発的な参加活動を促進する人材及び関係団体等の育成・支援

4. 条例の内容

前文

前頁の1. 前文（条例制定の背景・理由）のとおり

第一章 総則

【目的】

高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することの促進に関して、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、その促進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民が健康で自立して長く生きることを享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができる社会の実現を図り、もって地域社会の活力の維持及び向上並びに活力ある長寿社会の実現に資することを目的とする。

【基本理念】

高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを促進する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- ・ 高齢者の社会参加等の環境づくり等は、一人一人の加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防に資することはもとより、生きがいと充実感をもち、生活と人生を豊かにし、さらに、高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要であるとの認識のもと、推進すること。
- ・ 高齢者の社会参加等の環境づくり等に関しては、市町村、事業者、関係団体等と連携及び協力して実施することが重要であること。
- ・ 高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に当たっては、個人の心身等の状況や自主性が十分に尊重されること。

【県の責務】

県は、基本理念にのっとり、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策を総合的かつ計画的に実施する。

【事業者の役割】

高齢者一人一人の適性や生活様式等に応じた働き方を実現することができるよう、職場環境の整備及び就労の促進並びにこれらを推進する人材の育成に努める。

【関係団体等の役割】

県及び市町村と連携して高齢者の社会参加等の環境づくり等に努める。

【県民の役割】

- ① 加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防の重要性並びに生涯にわたり、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することの重要性について理解を深め、自らこれらに取り組むよう努める。
- ② 高齢者の社会参加等の環境づくり等の重要性について理解を深め、県、市町村及び関係団体等が行う高齢者の社会参加等の環境づくり等に協力するよう努める。

第二章 基本的な施策

【高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進】

高齢者が、地域社会において孤立することなく人とつながり、主体的かつ自発的に、社会参加し、心豊かに、活発に活動することができるよう、高齢者に対し次に掲げる活動に係る機会の提供その他の高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に必要な施策を講ずる。

- ・ 就労の継続、再就職又は起業等
- ・ ボランティア活動、自治会に係る活動その他の高齢者が地域において行う活動
- ・ 生涯学習、社会教育その他の高齢者の学習に係る活動
- ・ 文化活動、スポーツ活動その他の高齢者が親しむことのできる活動
- ・ その他、高齢者の社会参加等を促す活動

【啓発等】

県は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、主体的かつ自発的に、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを効果的に促進するため、県民、事業者及び関係団体等に対し、それぞれの役割について、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【人材等の育成】

高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進を図るため、地域における人材及び関係団体等の育成その他の必要な施策を講ずる。

第三章 その他の措置

【国、市町村及び関係団体等との連携及び協力等】

県は、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携し、及び協力する。

【財政上の措置】

県は、基本理念に基づき、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努める。